

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公開番号】特開2013-44328(P2013-44328A)

【公開日】平成25年3月4日(2013.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-011

【出願番号】特願2012-180696(P2012-180696)

【国際特許分類】

F 02 K 3/06 (2006.01)

F 01 D 25/00 (2006.01)

F 02 C 7/00 (2006.01)

【F I】

F 02 K 3/06

F 01 D 25/00 F

F 02 C 7/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月12日(2015.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファンロータ組立体であつて、

ダブテールスロット(94)の環状アレイを含むロータ(16)と、

前記ロータ(16)のダブテールスロット(94)の1つに係合されるダブテール(96)と、前記ダブテール(96)から半径方向外向きに延びる翼形部とを各々が有するファンブレード(18)のアレイと、

を備え、前記ファンブレード(18)の隣接するファンブレード間に複数のスペースが存在し、

前記ファンロータ組立体が更に、前記隣接するブレード間のスペース内に配置されるプラットフォーム(34)のアレイを備え、該プラットフォーム(34)が、

対向する前端及び後端と、対向する横方向の縁部とを有する金属弓形本体(40)と、

前記横方向縁部から横方向に且つファンブレード(18)に向かって前記本体(40)を越えて前記ロータから離れるように半径方向外側に延びる脆弱ウイング(42)のペアと、

を含み、

前記プラットフォーム(34)の各々の各横方向縁部と、前記隣接するファンブレード(18)との間にギャップが存在する、

ファンロータ組立体。

【請求項2】

前記本体(40)及び前記ウイング(42)が単体構造部材の一部を形成する、請求項1の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項3】

前記横方向縁部の一方が凹曲面を有し、前記横方向縁部の他方が凸曲面を有する、請求項1又は2に記載のファンロータ組立体。

【請求項4】

前記各ウイング(42)の一方が凹曲面を有し、前記各ウイング(42)の他方が凸曲面を有する、請求項1～3の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項5】

前記各ウイング(42)と前記本体(40)の外側表面との間の傾斜角が90度よりも小さい、請求項1～4の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項6】

前記各ウイング(42)の根元の厚みに対する前記各ウイング(42)の先端の厚みの比が1よりも小さい、請求項1～5の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項7】

前記各ウイング(42)の半径方向長さが、前記ギャップのサイズよりも実質的に大きい、請求項1～6の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項8】

前記各ウイング(42)の各々の先端と前記隣接するファンブレード(18)との間に配置される弾性シール部材(62)を更に備える、請求項1～7の何れかに記載のファンロータ組立体。

【請求項9】

前記各プラットフォーム(34)が、該プラットフォーム(34)の前端から軸方向外向きに延びる前方取付フランジ(64)と、前記プラットフォーム(34)の後端から軸方向外向きに延びる後方取付フランジ(66)とを通じて前記ロータ(16)に取り付けられる、請求項1～8の何れかに記載のファンロータ組立体。